

## ○三好市権利擁護センター設置要綱

令和5年1月20日

告示第3号

(設置)

第1条 この要綱は、認知症、知的障がい、精神障がい等により判断能力が十分でない者(以下「要支援者」という。)が権利を侵害されることなく、住み慣れた地域で安心して暮らせることを目的とし、成年後見制度の利用の促進に関する法律(平成28年法律第29号)に基づく、第二期成年後見制度利用促進基本計画(令和4年3月25日閣議決定)で示される中核機関として、三好市権利擁護センター(以下「センター」という。)の設置に関し必要な事項を定めるものとする。

(設置主体及び運営主体)

第2条 センターの設置及び運営主体は、三好市とする。

2 市長は、その運営について適切に行うことができると認める場合は、センターの業務の一部を外部に委託することができる。

(センターの業務)

第3条 センターは、次に掲げる業務を行う。

- (1) 要支援者の権利擁護支援に関すること。
- (2) 成年後見制度に関する広報及び啓発に関すること。
- (3) 成年後見制度に関する相談及び利用支援に関すること。
- (4) 成年後見人等の支援に関すること。
- (5) 地域連携ネットワークの構築に関すること。
- (6) その他センターの運営に関すること。

(対象者)

第4条 センターの支援の対象者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

- (1) 三好市に在住する要支援者又はこれに準ずる者
- (2) 前号に掲げる者の親族又は支援関係者

(庶務)

第5条 センターに関する庶務は、長寿・障害福祉課みよし地域包括支援センターにおいて行う。

(報告)

第6条 第2条第2項の規定によりセンターの業務の一部を委託する場合において、受託者は、受

託した業務について記録を行い、市長の求めに応じて報告するものとする。

(守秘義務)

第7条 センターの業務に従事する者又は従事していた者は、利用者及びその家族等関係者の個人情報取扱いに万全を期するものとし、その業務に関して知り得た個人情報について、目的の範囲を超えて利用してはならない。その職を退いた後も、同様とする。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、令和5年3月1日から施行する。